

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R3企総管 吉野川北岸工業用水道 取水施設堆積土砂除去業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と読み替えるものとする。

(成績評定の選択制（試行）)

第5条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

(業務委託箇所)

第6条 業務委託箇所は、次のとおりとする。

(1) 吉野川北岸工業用水道 取水場 鳴門市大麻町津慈

(業務内容)

第7条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 沈砂池清掃

ア 沈砂池内堆積泥土を代掻き、ポンプ圧力水等を用いて清掃する。

イ 排泥用及び清掃用ポンプの据付、撤去及び運転操作を行う。

(現場業務詳細)

第8条 現場業務の詳細は、次のとおりとする。

(1) 沈砂池清掃

- ア 清掃作業時は、代掻きを主として用い、ポンプ圧力水の使用を極力抑えること。
- イ 沈砂池の清掃は、1池ごとに行うこと。
- ウ 堆積泥土に含まれる異物（石、コンクリート片等）は除去すること。
- エ 排泥用及び清掃用ポンプの据付・撤去の際は、発注者の立会及び指示により、現場に備え付けのチェーンブロックを用いて人力で行うこと。
- オ 現場業務期間は、発注者の指定する期間とする。
- カ 工業用水の給水に支障の発生する恐れのある場合は、監督員の指示により一時的に作業を中断させることがある。
- キ 並行して行われる工事等との協調を保つため、一時的に作業の中断を指示する場合がある。また、受注者は、業務期間中に同時施行される工事との工程調整のため、清掃方法等を監督員と随時協議し業務の円滑な進捗を図るものとする。

(諸法令の遵守)

第9条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

(提出図書)

第10条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。)」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、提出するものとする。
- 3 受注者は、原則として業務写真は電子納品するものとする。ただし、着手前及び完成写真に限り、電子及び紙の両方の媒体で納品しなければならない。
- 4 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議のうえ、すべての書類又は図面のみを紙納品することができる。
- 5 受注者は1項に定める電子成果品(正・副2部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 業務計画書	契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に	1部
ア 業務概要	イ 実施方針	
ウ 作業方法	エ 業務工程	
オ 業務組織計画	カ 主要機械器具	
キ 成果品の内容、部数	ク 使用する主な図書及び基準	
ケ 連絡体制(緊急時含む)	コ その他	
(2) 業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	2部
(4) 業務写真	〃	2部
(5) 監督員が指示する図書		必要部数

(現場責任者)

第11条 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内(10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式第5号)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したいときも、同様とする。

(その他)

第12条 受注者は、本業務に際し、精通した作業員を派遣しなければならない。

- 2 本業務に必要な器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。ただし、沈砂池清掃用ホース及び代掻きについては、受注者の申し出により貸与する。
- 3 本業務にあたり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。

- 4 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 5 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 6 受注者は、本業務実施に際し監督員立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 7 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 8 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により補償しなければならない。
- 9 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。。

(業務の完了)

第13条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。